

平成23年度 第5回

地域包括支援分科会

資料 1

報告事項

(1) 統括及び地域包括支援センターの自己点検・

運営方針結果について

## **地域包括支援センター自己点検・運営方針 作成手順**

### **1 目的**

地域包括支援センターの業務は、高齢者や関係機関等からの幅広い相談・支援から、介護予防に関する取り組み・支援、地域ネットワークの構築と、多岐に渡っている。

そのため、「一部の業務に偏ることなくバランスよく機能しているか」「現状を知り、課題を補っているか」等について常に確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、地域包括支援センター毎に、次年度に取り組むべき課題を明確にした運営方針を作成する。

なお、自己点検表及び運営方針の作成にあたっては、地域包括支援センターにおける現状や課題を、共通の指標で分析する。

### **2 地域包括支援センターの自己点検表について**

地域包括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

- ① 地域包括支援センターの運営体制
- ② 総合相談支援業務
- ③ 高齢者虐待・権利擁護対応
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- ⑤ 介護予防ケアマネジメント業務(二次予防事業・予防給付ケアマネジメント業務)

## **統括支援センター自己点検・運営方針 作成手順**

### **1 目的**

統括支援センターの業務は、地域包括支援センターに関する事務の管理、虐待や困難事例への対応支援、市民からの直接的な総合相談への対応など多岐に渡っている。また、統括支援センターが区内の地域包括支援センターを適切に支援することで、地域包括支援センターの機能の充実は図ることができる。

そのため、統括支援センターの業務のうち、地域包括支援センターの業務の円滑化と質の向上を図る上で不可欠な「区内の地域包括支援センターの業務支援と地域とのネットワーク構築支援」が適切に行われているかを確認し、今後のセンター運営に還元することを目的として、自己点検及び運営方針を作成する。

### **2 統括支援センターの自己点検表について**

統括支援センターの自己点検の対象となる具体的な業務は以下のとおり。

#### **① 地域包括支援センターの業務支援**

地域包括支援センターにおける「困難事例対応」「苦情対応」「緊急対応」「組織マネジメント」が適切に実施されるよう業務支援を行うこと。

#### **② 地域とのネットワーク構築支援**

地域包括支援センターの業務が円滑に実施されるよう、「関係者（団体）との情報共有」「地域のケアマネジャーとの情報共有」「包括ケア会議の活用」などを適切に行うこと。

## ◆統括支援センター 自己点検判断基準

評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている	すべてできている
1 地域包括支援センターの業務支援	(1)※地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例に対する適切な支援	①地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	電話による助言のみではなく、包括との同行訪問や関係機関との連携などを行っている。	
		②困難事例への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センターのスキルアップを図っている	包括に、困難事例対応のスキルアップを目的とした情報提供や意見交換・事例検討などを定期的に行っている。	
	(2)※地域包括支援センターだけでは対応が困難な苦情に対する適切な支援	①地域包括支援センターだけでは対応が困難な事例について、関係機関との協働などにより問題解決に努めている	電話による助言のみではなく、包括との同行訪問や関係機関との連携などを行っている。	
		②苦情への対応に関する情報共有や事例検討などを行い、地域包括支援センターのスキルアップを図っている	包括に対し、苦情の内容や改善点について、情報提供や意見交換・事例検討などを行っている。	
2 地域とのネットワーク構築支援	(3)勤務時間外における市民からの緊急相談に対する適切な対応	①勤務時間外における市民からの緊急相談に対して、夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と情報共有や対応方法などの連携を図り、市民からの緊急相談時に適切な対応を行っている	日ごろから夜間・緊急窓口対応施設や関係機関と情報共有や対応方法などの連携を図り、市民からの緊急相談時に適切な対応を行っている。	
	(4)※地域包括支援センター業務の懸案事項の解決	①地域包括支援センター業務の懸案事項を的確に把握し、関係機関との調整などにより解決に努めている	懸案事項について、職員や関係者の意見聴取や課題の分析等により、的確に把握している。区内および本庁、その他関係機関との調整などにより解決に努力している。	
	(1)地域の関係者(団体)等との情報共有	①地域の関係者(団体)や行政機関などとの連携を目的とした情報交換や、会合等の開催または参加を行っている	会議等の開催または参加を定期的に実施し、地域包括支援センターの業務の円滑化を図っている。	
	(2)地域のケアマネジャーとの情報共有	①地域のケアマネジャーの質の向上を目的とした情報交換や情報提供、事例検討会等の開催または参加を行っている	ケアマネジャーを対象としたケアマネ研修等を定期的に開催し、区全体の課題解決が必要な事項についての情報提供や意見交換・事例検討などを行っている。	
	(3)包括ケア会議の活用	①包括ケア会議において、困難事例などの検討・結果報告や、関係者(団体)へのフィードバックなどにより、会議の有効活用を行っている	包括ケア会議を定期的および必要に応じて開催している。 困難な事例に対する助言及び専門的・技術的支援、その他地域包括支援センターの活動を支援するための処理事項について検討した事項を対応し、結果を報告している。	

### 【用語説明】

※地域包括支援センターだけでは対応が困難： 地域包括支援センターの業務において、統括支援センターが、区レベルの介入や、指導・助言が望ましいと判断できるケースを指す。

※地域包括支援センター業務の懸案事項： 地域包括支援センターが業務をより円滑に実施するために、区レベル・市レベルで標準化や事務改善などが必要な事項(・執務環境・業務内容・手順など)を指す。

## ◆地域包括支援センター 自己点検判断基準

評価領域		地域包括支援センター運営体制			
評価の内容		地域包括支援センターが、地域のネットワークの拠点として、総合相談支援、高齢者虐待対応、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう、統括支援センターや他職種と連携し、情報共有や支援が行われる体制となっているか			
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
			できている	すべてできている	できていない
			ほぼできている	80%程度	できていない
			まだ不十分	十分にできていない	できていない
1 統括支援センターとの連携	(1)地域包括支援センターの業務を円滑に行うために、統括支援センターからの支援が得られているか	①地域包括支援センターだけで解決できない事例や運営上3職種だけでは対応できない際に、統括支援センター(区)からの支援が得られている	地域包括支援センター職員だけでは解決できない際に、電話による助言のみでなく統括支援センターが地域包括支援センターと一緒にになって訪問するなど、協働で問題を解決している		
	(2)地域包括支援センターに対する苦情を受け、対応する体制がとれているか	②統括支援センターと、情報提供や意見交換などを行っている	総合相談支援業務、権利擁護業務等、個別相談時のみならず、スキルアップを目的として週に1回以上、統括支援センターと情報提供・業務報告・事例検討などを行っている		
2 チームアプローチの実行	(1)相談・支援体制の構築ができている	①苦情の窓口について、利用者や事業者に明確にしている	利用者や事業者に、苦情窓口を明確に示した書面を配布するとともに、口頭で説明を行っている		
		②出された苦情については、必ず検討が行われ、その対応について、地域と共有している。	出された苦情については、必ず検討が行われ、その対応について、苦情を申立てた者のみでなく、区推進協議会等で説明や報告がなされている。		
		③一元化された情報を、必要な際に取り出されるように保管している	センター内で情報共有の場を設けており、職員全員で相談内容等を報告し合っている		
3 個人情報保護	(1)個人情報の取扱いには十分配慮している	①個人情報を他に提供するときは、必ず、本人・家族の同意を得ている	主訴、客観的情報等の必要事項を記録した「利用者基本情報」や「経過記録」を規則性をもって個人ファイルに綴じている		
		②個人情報が、他者の目に触れないよう保管しており、データの取扱いについては、地域包括支援センター情報セキュリティ実施手順書を遵守している	個人情報を鍵つきのキャビネット等に保管しており、個人情報の入ったデータについては、地域包括支援センター情報セキュリティ実施手順書を遵守している		
		③個人情報を持ち出すときは、点検簿等により管理し、持ち出した場合は、手元に携帯している	個人情報を持って訪問等をする際は、センターから持ち出した全ての個人情報を点検簿等により外出前後に確認し、外出中は常に携帯している		

評価領域		II 総合相談支援業務					
評価の内容		地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを相談等に基づき幅広く把握し、保健・医療・福祉の適切な制度・サービス利用につなげていく等の支援を行っているか					
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準				
			できている	すべてできている			
			ほぼできている	80%程度			
			まだ不十分	十分にできていない			
1 初期段階での相談対応	(1)初期段階の相談対応を行っている	①相談者との関係性の構築に努力し、状況の把握を行っている	相談者のニーズだけでなく、家族や親族、民生委員など、相談者をよく知る地域関係者の情報を相談者から聞きだしている				
		②緊急性を判断し、適切な対応を行っている	センター内で共通の判断基準を持っており、必ず他の職員と協議して対応することとしている				
		③相談者にわかりやすく情報を提供している	相談者のニーズに対応するため、関係機関等の情報を書面で提供するとともに、口頭でも説明している				
2 専門的・継続的相談支援	(1)訪問(アウトリーチ)による相談や情報収集を行っている	①当事者宅や入院先などを訪問し、利用者(本人)・家族と面接を行っている	当事者宅や入院先などを訪問する必要がある場合は、必ず訪問して面接を行っている				
		②利用者の状況を把握するために、地域(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してもらった地域関係者全員(近隣住民、民生委員など)から情報を収集している				
		③利用者の状況を把握するために、その人が持っている社会資源等、関係機関・関係者からの情報を収集している	利用者の状況を把握するため、初期相談で情報を提供してもらった社会資源等、関係機関・関係者全員から情報を収集している				
2 専門的・継続的相談支援	(2)支援計画(処遇方針)の策定ができる	①初期相談で得た情報や訪問面接等で得た情報に基づき、課題や主訴を明確にしている	初期相談で得た情報や訪問面接で得た情報をもとに課題や主訴等を明確にしている				
		②アセスメントに基づき支援計画を立てている	課題や主訴を解決するため、個別具体的な支援計画を立てている				
		③相談内容を解決するにふさわしいサービス提供機関や専門相談機関へ、必要とされる情報を記載したシート等を用いてつないでいる	相談内容を解決するにふさわしいサービス提供機関や専門相談機関へ書面で情報を提供するとともに口頭でも説明している				
2 専門的・継続的相談支援	(3)継続支援のためのモニタリングを実施している	①つないだ先の機関へ、あらかじめ設定した時期に、状況を確認している	つないだ後、センターから、つないだ先の機関に予め設定した時期に連絡し、「紹介してどうなったか」等、情報収集をしている				
		②支援計画通りに実施しているかについて、当事者もしくは相談者から、定期的に確認している	つないだ後、センターから、当事者もしくは相談者に定期的に連絡し、「紹介してどうなったか」等を確認している				
		③確認した情報に基づき評価を行い、必要に応じて支援計画の見直しを行っている	確認した情報に基づき支援計画の評価・見直しを行っており、見直した場合は理由や内容を「つないだ先の機関」や「当事者もしくは相談者」に説明している				

評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
			できている	すべてできている
3 地域におけるネットワークの構築	(1)地域の社会資源や情報を把握し、地域に提供している	①担当エリアのサービス提供機関や自治会・民生委員などの組織、ボランティア、NPO法人などの情報(活動内容など)を把握し、整理している	担当エリアの情報(活動内容、連絡先など)を把握し、その内容をカテゴリー別に分かれるように、一元的に整理しているとともに、定期的に情報を見直している	
		②地域のイベントや行事などの情報を把握している	地域より情報が得られる関係性がもてており、自治会やまちづくり協議会などが実施するイベント等を把握し、職員間で確認できるように書面で整理している	
		③地域住民が必要とする情報提供や啓発活動を行っている(出前講演やチラシの作成など)	把握し、整理された情報(社会資源や制度・サービス等)を、圏域内の住民に、地域の集まりの場や窓口で、冊子等を配布している	
		④権利擁護サービスや成年後見制度の活用について、啓発活動を行っている	権利擁護サービスや成年後見制度について、区推進協議会等を活用して、地域の関係者に周知するとともに、地域の住民の集まりの場等で、直接地域住民に啓発している	
		⑤消費者被害情報の地域の民生委員、ケアマネジャー、ホームヘルパー等の事業者への情報提供や被害防止に向けた連携を行っている	消費生活センターとの定期的な情報交換により把握した消費者被害に関する情報を、地域の民生委員やケアマネジャー・ホームヘルパー等にFAX送信等を活用し積極的に情報提供し、注意喚起等の面で連携している	
		⑥活動の核となる地域のリーダーに対して、具体的な事例を活用した啓発活動など、支援を行っている	地域活動の核となるリーダーに対し地域住民同士の助け合い(互助・共助)の大切さを、具体的な課題解決事例等を用いて紹介するなど支援している	
4 地域住民の実態把握	(2)利用者に必要な地域のネットワークを構築している	①相談者をとりまく関係機関(例えば、かかりつけ医、ケアマネジャー、サービス事業者など)と、定期的に情報交換を行なうなど、連携に努めている	あらかじめ設定した時期に、圏域内のかかりつけ医、ケアマネジャー、サービス事業者など相談者をとりまく関係機関と、情報交換を行う場(連絡会など)を設けている	
		②他の地域包括支援センター、地域保健係、行政窓口(消費生活センター・権利擁護センター含む)と情報交換や連携ができる	個別相談以外にも、定期的に、地域保健係・行政窓口と情報交換を行う場(連絡会など)を設けている	
		③各区推進協議会、まちづくり協議会と連携している	地域包括支援センターを中心とした圏域内のネットワークだけでは解決できない問題などを、定期的に各区推進協議会やまちづくり推進協議会、または包括ケア会議で報告するなど、解決に向けた連携を図っている	
(1)地域住民の実態把握	(1)地域住民の実態を把握するための取り組みを行っている(リアルタイム把握)	①地域活動(民生委員協議会等の会議、集まり)に参加し、情報収集を行っている	圏域内にある地域活動の場に積極的に出向き、情報収集を行っている	
		②地域活動を行いつつ情報を収集するために、民生委員や福祉協力員等など、地域住民の状況を把握している人に対して、個別に情報収集を行っている	地域活動で得たすべての情報を、地域住民のことをよく知っている民生委員や福祉協力員等に個別に状況を確認している	
		③「①・②」により把握した内容をもとに、高齢者への戸別訪問を行っている(例えば、独居高齢者、非該当の認定が出た者など)	地域活動や民生委員等から得たすべての情報をもとに、独居高齢者等を戸別訪問している	

評価領域		III 高齢者虐待・権利擁護対応			
評価の内容		地域の高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持することができるよう、虐待発生またはそのおそれのある時に制度やサービスを有効活用するなど、ニーズに即した迅速な対応がなされているか			
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
1 高齢者虐待・権利擁護への対応	(1)通報・相談を受け、緊急性の判断を行えている		できている	すべてできている	
	(2)事実の把握ができている	①高齢者虐待に関する相談・通報を受け、関係者の協力を得て多面的に事実確認(安全確認)を行っている	ほぼできている	80%程度	
		②事実確認に基づき、課題を明確化している	まだ不十分	十分にできていない	
		③収集した情報を整理し、適切に「虐待」かどうかを判断している			
	(3)適切な支援方針が決定できている	①支援方針の決定に際し、関係機関の協力を得て多面的に検討を行っている			
		②短期・中期～長期の目標を設定し、その実現に資する支援策を立てている			
		③本人だけでなく、養護者支援も視野に入れた支援策となっている			
		④支援策を実行する上で、関係者の役割を明確化し、事業のキーパーソンを決定している			
		⑤決定した支援策の効果を判断するために、進捗状況に合わせて協議日程を決定している			
		⑥必要に応じ、支援策の見直しを行っている			
		⑦成年後見制度の市長申立や老人福祉法における措置が必要と判断された場合、統括支援センターへつないでいる			

評価分類	評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準	
		できている	すべてできている
		ほぼできている	80%程度
		まだ不十分	十分にできていない
1 高齢者虐待・権利擁護への対応	(4)課題解決につながる支援が実施できている	①支援策が本人の課題解決(生活の質の向上)につながっている	あらかじめ設定した時期に、本人に対する支援策の効果を評価し、課題解決につながっているかを確認している
		②支援策が養護者の課題解決(生活の質の向上)につながっている	虐待をしていた養護者に対する支援策の効果を評価し、課題解決につながっていることを確認している
		③関係者が役割分担に従い、適切に支援を行っている(キーパーソンの支援の実施状況把握含む)	支援策の検討会議において、それぞれの支援策の実施責任者及びキーパーソンを明確にし、定期的に効果評価を行っている
	(5)必要に応じて支援計画の見直しを行っている	①支援策が課題解決につながっていない場合、必要に応じて支援策の見直しを行っている	支援策の効果評価を行い、十分な効果が上がっていない場合は、再度、関係者から情報収集し、課題解決に至っていない理由を整理して、その課題を解決するため関係者間で協議を行い、役割分担の上、新たな支援策を講じている
		②支援を終了する際、再発防止策を講じている	支援によって目標を達成した場合は、キーパーソンを決定して、再び異変が起きたときには地域包括支援センターへ通報が入る仕組み(見守り体制)を構築してケースを終了している

評価領域		IV 包括的・継続的ケアマネジメント業務			
評価の内容		高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるためには、かかりつけ医をはじめ、ケアマネジャー、地域の関係機関等の連携によって、個々の高齢者の状況に応じた包括かつ継続的な支援を行えるための体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援などを行っているか			
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)		自己点検判断基準	
してい個々のため高齢者支援を継続的に構築する業務	(1)主治医との連携、在宅と施設の連携などのケアマネジメントの体制を整備している	①かかりつけ医とケアマネジャーも地域包括支援センターの職員が、個々の利用者の相談や情報交換を持ちやすい体制を構築している ②ケアマネジメント支援が必要な高齢者の入院(所)・退院(所)時に、相談対応や調整を行っている ③日頃から、地域の医療連携室(病院)や施設の相談室と情報交換を行っている	定期的に医師とケアマネジャー等とが交流できる場を持つたり、地域の医師会と協議しかかりつけ医が随時個別相談を受け付けられる体制をとっている 利用者や家族、関係機関等から電話等で相談がなされた時に助言を行うとともに、必要に応じて、ケアカンファレンスや訪問等による面接、家族・ケアマネジャー・施設等の関係者との調整を行っている 定期的に、地域の医療連携室のソーシャルワーカーや施設の相談員と、情報交流の場を持ち、情報や互いの役割などを共有している	できている	すべてできている
				ほぼできている	80%程度
				まだ不十分	十分にできていない
	(1)ケアマネジャーへの個別相談に対応している	①居宅介護支援事業所等に所属するケアマネジャーからの相談を、隨時に受け付けている ②個別相談時に、必要な情報提供や情報交換を行っている ③支援困難なケースについては、サービス担当者会議に参加するなどして助言・支援している	地域のケアマネジャーより、来所・電話等で相談がなされたとき、相談者がどうしてそう考えたかを聞き、受け止め、ともに考える姿勢で相談を受け、相談者(ケアマネジャー)ごとに個人相談カード等を作成し、再度相談があつた場合に活用できるように書類を整理している 相談内容に即した情報(社会資源、サービス、制度等)をチラシ等の書面を交付するとともに、口頭で説明し、お互いに持つ情報を共有し、改善策など必要な意見交換を行い、区全体の問題として解決が必要な事柄について、統括支援センターとともに、取り組みを行っている 支援困難事例の相談が入った際に、つなぐ等の支援を行ったり、相談内容に応じて、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加している	できている	すべてできている
				ほぼできている	80%程度
				まだ不十分	十分にできていない
	(2)ケアマネジャーの質の向上に向けた取り組みを行なっている	①地域包括支援センター単位に、ケアマネジメント能力を高めるための研修を開催している ②地域包括支援センター単位に、ケアマネジャー同士のネットワークを構築できるような支援または取り組みを行なっている ③区で開催されるケアマネジメント研修や事業者連絡会に協力している	定期的に、圏域内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー向けに、研修会や勉強会を開催している 定期的に、圏域内のケアマネジャーが集い、互いの悩み話し合う、情報交換の場(機会)をつくっている 区で開催されるケアマネジメント研修や事業者連絡会において実施される事業者向けの研修すべてに協力している	できている	すべてできている
				ほぼできている	80%程度
				まだ不十分	十分にできていない

評価領域		V 介護予防ケアマネジメント業務（二次予防事業）			
評価の内容		生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重度化予防のために、高齢者の意欲を高め、できる限り自立した生活が送れるよう支援しているか			
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
			できている	すべてできている	80%程度
			ほぼできている	まだ不十分	十分にできていない
1 二次予防事業	(1)二次予防事業が必要な対象者を的確に把握し、ケアマネジメントへ結びつけることができている	①二次予防事業対象者の把握のため、関係者からの情報を積極的に収集している	民生委員、かかりつけ医、高齢者サービス担当者等の関係者に自ら働きかけて情報収集に努めている		
		②二次予防事業対象者の把握のため、地域住民に啓発など働きかけを行っている	介護予防講座や健康講座、地域住民の集まりなどで基本チェックリストを用いた啓発・PRを行っている		
		③行政の介護予防事業や健康づくり事業の内容及び実施方法を把握している	二次予防事業対象者へのアセスメント時に困らない程度に、市や区が実施している介護予防事業、介護予防以外の健康づくり事業の情報は把握している		
		④行政以外が実施している地域の健康づくり事業の内容や実施方法を把握している	行政以外に担当エリア内の地域住民主体や、市民センター・公共施設で実施している健康づくり事業の情報を把握し、実際に事業を見学している		
		⑤把握した二次予防事業対象者に対し、速やかに連絡を取っている	把握された特定高齢者には1ヶ月以内に電話や訪問により連絡を行っている、連絡がとれないまま放置しているケースはほとんどない(ほとんどの定義: 5%以内)		
		⑥早期に二次予防事業対象者を訪問し、事業への参加を働きかけている	⑤で連絡が取れた二次予防事業対象者のほぼ全員に2週間以内に訪問し、介護予防事業への参加働きかけを行うことができている		
		⑦早期に二次予防事業対象者のケアプランを作成し、事業に参加させている(セルフケアプランを含む)	把握した二次予防事業対象者の半数以上の人へ、ケアプランを作成し介護予防事業等へ参加させることができている		
	(2)適切な介護予防ケアマネジメントの実施ができている	①二次予防事業対象者に対して、要支援・要介護状態の予防や重度化予防のためのアセスメントを行い、利用者自身が主体的に取り組めるような目標を設定している	アセスメントにおいて、利用者の心身の状況やニーズを家族などと一緒に検証し、介護予防効果が図られる目標を立てている		
		②ケアプラン作成マニュアルに基づき、ケアプラン作成をしている	定められた手順、様式・帳票を用いてケアプランを作成している		
		③二次予防事業対象者が事業に参加しやすいよう、介護予防事業の内容や効果を的確に説明している	利用者が目標とする生活へできるだけ近づくよう、介護予防プログラムの内容や効果について、DVDやパンフレット等複数の資料を用い、わかりやすく説明している		
		④二次予防事業対象者・家族・介護予防受託事業者等と目標を共有し、実施(提供)している	通所型介護予防受託事業者や訪問型介護予防事業の訪問員等すべての関係者と積極的に連携し、お任せでなく自ら介護予防事業の実施に係わっている。通所型や地域交流デイ等の会場へも必ず足を運んでいる		

評価分類	(評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
		できている	すべてできている	
		ほぼできている	80%程度	
		まだ不十分	十分にできていない	
1 二次予防事業	(2)適切な介護予防ケアマネジメントの実施ができている	⑤モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設定した時期に行なっている	事業に参加している利用者に、きちんと事業に参加しているか、心身の状況に変化はないか等のモニタリングを月1回は実施しているし、事業者からも報告・連絡などの情報収集を行っている	
		⑥達成状況の評価について、あらかじめ設定した時期に行なっている	事業者が行う事前・事後のアセスメント結果から、利用者の運動機能や栄養状態の変化、主観的健康観等の変化などを把握し、利用者の生活機能全体に関する評価を行っている	
		⑦評価結果に基づき、その後の支援について適切に対応している	ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかをチェックし、その結果を踏まえてより良いケアプランの作成を行うよう心がけている。また、二次予防事業対象者でなくなった方全員へ、一次予防事業やその他健康づくり教室、要介護認定等に確実につなぐようマネジメントを行っている	
		⑧関係機関との連絡・連携が図られ、かつ必要な情報を提供している	統括支援センターや通所型の事業者、介護予防訪問員と週1回程度は情報交換を図り、問題意識を共有し、事業の円滑な実施や見直しに努めている	

評価領域		V 介護予防ケアマネジメント業務（予防給付ケアマネジメント業務）			
評価の内容		生活機能の低下など、さまざまな課題を抱えている高齢者に対して適切な支援を行うことにより、要支援・要介護状態の予防や重度化予防のために、高齢者の意欲を高め、できる限り自立した生活が送れるよう支援しているか			
評価分類		評価項目 (評価分類に対する視点)	自己点検判断基準		
			できている	すべてできている	80%程度
2 予防給付における介護予防ケアマネジメント	(1)適切なケアマネジメントへ結びついている	①「要支援」「要介護」の認定の変化に伴い、適切なケアマネジメントが実施できるように支援している	利用者や家族に対して、その状態の改善・悪化に応じて、介護予防事業と「要支援」「要介護」という両制度間でのサービス移行があり得ることをあらかじめ十分認識させている		
	(2)介護予防支援運営基準に沿った適切なケアマネジメントが実施できている	①要支援認定を受けた利用者に対して、介護予防の必要性やサービス等の情報提供並びに介護予防につながるアセスメントを行っている	利用者に介護予防の必要性やサービスの情報提供を行い、アセスメントにおいて、利用者が「できること」を家族などと一緒に探している		
		②利用者自身が主体的に取り組めるような目標を設定している	生活機能の向上が図られる目標を立て、一定の期間(短期目標)に達成できるものとなっている		
		③利用者本人・家族・サービス提供者が目標を共有し、実施(提供)している	利用者を中心としたサービス担当者会議等を通じて、主治医をはじめとするすべてのサービス提供者が介護予防ケアマネジメントに参画(文書による確認を含む)しており、決定結果を知らせることで目標を共有している		
		④モニタリングや再アセスメントは、あらかじめ設定した時期に行なっている	モニタリングや再アセスメントを、あらかじめ設定した時期に確実に実施している (モニタリングは、少なくとも1月に1回実施し、3月に1回は利用者の居宅で面接を行っている)		
		⑤達成状況の評価について、あらかじめ設定した時期に行っている	目標の達成状況の評価は、サービス事業者が行う事前・事後のアセスメント結果も参考に、あらかじめ設定した時期に確実に実施している		
		⑥達成状況の評価を行い、今後の支援方法を検討している	介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかをチェックし、今後の支援方法とケアプランの見直しを行っている。		
		⑦ケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の保管を行っている	定められた場所に適切な保管を行っている		
	(3)委託したケアマネジメントについて、適正な実施が行えているか確認している	①居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの原案確認を行っている	居宅介護支援事業者へ委託したケアプラン原案について、北九州市版ケアプラン作成マニュアルに沿った内容の確認を行っている		
		②居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの達成状況の評価の確認を行っている	居宅介護支援事業者へ委託したケアプランの進捗状況の評価の確認について、北九州市版ケアプラン作成マニュアルに沿った確認を行っている		
		③委託しているケースのケアプラン、ケース記録、契約書等の保管を行っている	定められた場所に適切な保管を行っており、委託が終了したケース資料も返還させていく		